

「乗り入れの設置工事」について

歩道は歩行者のための空間です。全ての人々が安心して安全に通行できるよう、原則的には自動車が乗り入れすることは禁止されています。ですから、「乗り入れ」が認められる場合は必要最小限となります。申請の前に下記の承認基準や禁止箇所をご確認ください。

この工事にかかる費用は申請者の負担となります。

「乗り入れ」の承認基準

- 1) 民地側に車庫、その他自動車の保管する場所がある場合のみ。
- 2) 乗り入れの数は、対象の施設に対して1ヶ所。
- 3) 乗り入れの形状は、歩道と直角。
- 4) 隣接する乗り入れ口との離隔は2m以上空ける。
- 5) 道路にかかる構造は、道路管理者が定める「土木工事標準図集」などの規定に従うこと。

※この他にも、乗り入れの幅などについても基準がありますので、申請前に担当の出張所でご確認ください。

「乗り入れ」を承認できない箇所（禁止箇所）

- 1) 横断歩道の中、及び前後5m以内の部分。
- 2) バス停車帯の部分、バス停車所の中。ただし、停留所を表示する標柱または表示版のみの場合はその位置から前後10m以内の部分。
- 3) 総幅員7m以上の道路との交差点の中、及び交差点の側端または道路の曲がり角から5m以内の部分。
- 4) 総幅員7m未満の道路との交差点の中、及び交差点の側端から2mの部分。
- 5) トンネルの前後各50m以内の部分。
- 6) 橋の部分。

※この他にも、乗り入れを設置できない箇所がありますので、申請前に担当出張所でご確認ください。